山梨市病児・病後児保育事業のご案内

☆病児・病後児保育事業とは

子育てと就労の両立支援の一環として、お子さんが病気の回復期に至っていない期間 又は回復期にあるため集団保育等が困難な期間、医療機関の専用スペースにおいて一時 的にお子さんを預かる事業です。

☆実施施設

山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」 TELO553-22-1773(直通)

※施設が H26.11 に移転しました。



☆対象者

次のいずれの条件にも該当するお子さんが対象です。

- ①生後6か月から小学校6年生までの児童
- ②山梨市内に住所を有する児童、及び山梨県内に住所を有する児童
- ③保護者の就労等、家庭において保育が困難な児童
- ④病気の回復期に至っていない期間又は回復期にあり、病児・病後児保育事業の利用が可能であると医師が認めた児童

☆利用日時

月曜日から金曜日(午前8時15分から午後6時15分)ただし、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く



☆利用料金(日

山梨市内に住所を有する児童・・・・・・・・・・・・・・・・2,000円 山梨市外に住所を有する児童・・・・・・・・・・・・・・・2,500円 生活保護世帯又は前年度住民税非課税世帯・・・・・・・・・・・無料 ※昼食は、原則保育所のものを利用し、別途、実費相当額300円が必要です。

注:食物アレルギー等により除去食・代替食が必要な場合は、医療機関の診断書を提出してください。 (別紙様式「病児・病後児保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」)

☆利用登録・利用申込み

事前の利用登録と、利用予約が必要です。(詳しくは、お問い合わせください。)

お問合せ先 山梨市役所 子育で支援課 子育で支援担当 TEL 0553-22-1111 (内線1155,1156)